

別表 1

設備等の種類		基準						
空調設備	暖房 冷房 設備	高効率個別エアコン (マルチエアコンも可)	・主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(い)を満たす機種であること。 ( <a href="http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf">http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf</a> の表A. 2参照)					
	暖房 設備	パネルラジエーター	・以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの ・断熱配管を採用すること。					
		温水式床暖房	・主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの ・断熱配管を採用し、床の上面放熱率を90%以上とすること。					
		ヒートポンプ式セントラル 空調システム	地域区分	1・2・3地域	4地域	5・6地域	7地域	8地域
		COP	3.0以上	3.3以上	3.7以上		基準値なし	
	空気集熱式太陽熱利用システム	—						
冷房 設備	ヒートポンプ式セントラル 空調システム	地域区分	1・2・3地域	4地域	5・6地域	7地域	8地域	
	COP	基準値なし	3.3以上					
給湯 設備	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)	・JIS基準(JIS C 9220)に基づく年間給湯保温効率または年間給湯効率が3.0以上 但し、寒冷地(1・2・3地域)の場合は2.7以上であること。※1						
	潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ等)	・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。※1						
	潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール等)	・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。※1						
	ガスエンジン給湯機 (エコウィル等)	・ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。						
	ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	・熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。 ・電気式ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。						
	太陽熱利用システム	・太陽熱温水器の場合はJIS A4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環型の場合は、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)						
	燃料電池 (エネファーム等)	・固体高分子形燃料電池(PEFC)について、JIS基準(JIS C 8823:2008小形固体高分子形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が33%以上(高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上)及びLHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。 ・固体酸化物形燃料電池(SOFC)について、JIS基準(JIS C 8841:2010小形固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が40%以上(高位発熱量基準HHV基準で36%相当以上)及び、LHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。 ・上記以外の燃料電池については、上記に相当する効率以上であること。						
	換気設備(24時間換気に係るもの)		・設置する換気設備は以下いずれかの要件を満たすこと。 ①熱交換型換気設備は温度(顕熱)交換効率65%以上であること。 ②熱交換型換気設備以外の換気設備は比消費電力が0.4W/(m <sup>3</sup> /h)以下であること。					
照明 設備※2	LED照明	・LEDが光源であるもの。						
	蛍光灯	・インバータータイプで100(lm/W)以上のもの						
創エネルギー システム	太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステム	—						
エネルギー計測装置		・エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られていること。 ・「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。						

※1 給湯機のJIS効率(計算支援プログラムの入力には下記の要領になります)  
JIS効率は、対象機器のJIS S 2075に基づくモード熱効率の値です。設置する給湯機にモード熱効率が表示されていれば、その値を入力してください。  
設置する給湯機にモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率のみ表示されている場合には  
・潜熱回収型ガス給湯機(追焚あり)の場合はエネルギー消費効率6.4%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。  
・潜熱回収型ガス給湯機(追焚なし)の場合はエネルギー消費効率4.6%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。  
・潜熱回収型石油給湯機の場合はエネルギー消費効率8.1%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。

※2 住宅設備機器に付属する照明を除く。